第八十九条の三第四項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三」に改め、同条第五項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三」に改め、同条第三項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号」に改め、「並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号」を「同法第二十八条第三号及び第六号」に、「地方揮発油税法第十六条及び第十七条」を「国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第九十条第四項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三」に改め、同条第五項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号」に改め、「並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号」を「同法第二十八条第三号及び第六号」に、「地方揮発油税法第十六条及び第十七条」を「国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第九十条の二第二項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三」に改め、同条第三項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号」に改め、「並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号」を「同法第二十八条第三号及び第六号」に、「地方揮発油税法第十六条及び第十七条」を「国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第九十条の二第二項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三」に改め、同条第三項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号」に改め、「並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号」を「同法第二十八条第三号及び第六号」に、「地方揮発油税法第十六条及び第十七条」を「国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第九十条第四項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三」に改め、同条第五項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号」に改め、「並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号」を「同法第二十八条第三号及び第六号」に、「地方揮発油税法第十六条及び第十七条」を「国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第九十条の四の二第二項中「第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」を「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第四項及び第五項」と、同法第二十一条」に改め、「並びに第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「特定石炭（租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭」と、同号ハ中「原油等又はロ」に、「同法第二条第一号（定義）に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、「、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第四項及び第五項」と」を削り、同条第三項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項」を「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項」に、「同法第二十二条」を「石油石炭税法第二十二条」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に、「同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」を「同法第二十四条（第五号に係る部分に限る」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第九十条の六の二第五項中「、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」を「及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に改め、「（第二十三条において「石油アスファルト等」という。）」を削り、「この条及び第二十三条」を「この条」に、「同法第二十三条第一項第一号」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ」に、「原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物」を「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等」と、「若しくは帳簿書類」とあるのは「（その者が石油等の残留物（同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物をいう。以下この号において同じ。）」に、「含む。）」と、同項第三号中「原油等又は前号」を「含む。）若しくは帳簿書類」と、同号ハ中「原油等又はロ」に、「同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、同条第六項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される前項」を「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項」に、「同法第二十二条」を「石油石炭税法第二十二条」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に、「同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」を「同法第二十四条（第五号に係る部分に限る」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第九十九条の二第一項第一号中「第七十条第五項」を「第七十条第四項」に改め、同条第二十四項中「第七十四条の二第二項」を「第七十四条の十四第二項」に改める。

第二十条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項、第二項、第七項及び第八項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十一条第三項中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第二十二条第一項中「又はその消費し」を「その消費し」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　当該職員は、内国消費税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第二十二条に次の二項を加える。

5　国税通則法第七十四条の九から第七十四条の十一まで（納税義務者に対する調査の事前通知等）の規定は、税関長が、当該職員に第一項に規定する者に対し同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

6　第四項に定めるもののほか、第二項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。